

国家知識産権局による「2022年全国知的財産権行政保護業務計画」の印刷・配布についての通知

国知発保字〔2022〕5号

各省、自治区、直轄市および新疆生産建設兵団知識産権局 御中

習近平総書記の中央政治局第25回集団学習における重要講話の主旨を真摯かつ徹底して実行し、中国共産党中央委員会および国務院の知的財産権保護の全面的強化に関する政策決定・手配に従い、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」、「『第14次5か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」ならびに「知的財産権保護の強化に関する意見」を掘り下げて実施し、知的財産権の保護を強化し、イノベーション環境およびビジネス環境を最適化し、経済の質の高い発展を推進するため、国家知識産権局は「2022年全国知的財産権行政保護業務計画」（以下、「業務計画」という）を制定し、ここに印刷・配布する。実情を勘案しながら徹底的に実施されたい。

各地区の「業務計画」の実行状況と業務実績については、知的財産権行政保護実績の審査範囲に盛り込む。各省、自治区、直轄市および新疆生産建設兵団の実施計画および業務総括については、それぞれ2022年2月28日および12月1日までに当局の知識産権保護司に申告し、電子ファイルも zhifa@cnipa.gov.cn まで送付されたい。

ここに通知する。

国家知識産権局

2022年1月20日

2022年全国知的財産権行政保護業務計画

中国共産党中央委員会および国務院の知的財産権保護の全面的強化に関する政策決定・手配を真摯に貫徹し、全国市場管理監督工作会議、全国知識産権局局長会議および全国知識産権保護工作会議の関係要求を実行するために、本業務計画を制定する。

一. 全体要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導として堅持し、中国共産党第19次全国代表大会ならびに第19期中央委員会の各回全体会議の主旨を全面的に貫徹し、中央経済工作会議の主旨を真摯に実行し、習近平総書記の中央政治局第25回集団学習における重要講話の主旨を掘り下げて実行する。「知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)」、「『第14次5か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」ならびに「知的財産権保護の強化に関する意見」の手配に従い、「穩(安定)」を最重要視して、「穩中求進(安定の中で全身を求めること——訳注)」を堅持し、実行を要として質を優先させ、知的財産権保護の効果を全面的に高める。民衆の反応が強烈で、社会世論に注目され、権利侵害・模造の多発する重点分野および地域に対しては、引き続き重い処罰を科し、徹底的に取り締まり、抑止力の強化を図る。人民の利益至上を堅持し、公正かつ合理的な保護を促進し、イノベーションの奨励および公共の利益の保護の両立の実現に向けて努力する。便利かつ効果的で、厳格かつ公正で、透明性のある行政保護体系の構築を加速させ、知的財産権の強力な保護によって知的財産権強国の建設を支援し、全チェーンにわたる知的財産権保護によってイノベーション・創業に関する全チェーンを保護し、高いレベルの知的財産権保護によって経済社会の質の高い発展を促進する。

二. 主要任務

(一) 業務基盤の強化

1. 検査・審査・評価および満足度調査を強化する。2022～2023年における「知的財産権保護の強化に関する意見」の徹底的な実行に関する推進計画を制定し、実施する。各レベル・各分野における知的財産権保護検査・審査の実施を推進し、検査・審査の「指揮棒」としての役割を効果的に発揮させ、業務責任を明確にする。知的財産権保護に関する社会満足度調査を適切に行い、満足度調査によって業務の不足を調べる。知的財産権保護のレベル評価の実施を模索し、レベル評価によって業務の発展目標を明確にする。知的財産権保護の立体化評価体系の構築を着実に推進する。

2. 知的財産権保護に関する標準政策体系を充実化させる。「商標権利侵害判断基準」および「商標一般違法判断基準」を深く貫徹して実行し、関連基準の理解および適用文書を制定し、知的財産権の法執行基準と司法裁判基準の調和・整合を促す。知的財産権鑑定規範基準の公布を推進する。地理的表示保護の関連技術基準の制定業務を強化する。商品取引市場の知的財産権保護規範および権利保護援助規範を制定する。ビッグデータ、人工知能などの新分野・新業態の発展による知的財産権の保護という新たな需要に積極的に対応し、データに関する知的財産権保護規則を積極的に模索する。

3. 非正常専利出願および悪意による冒認出願の行為を継続的に取り締まる。特許および商標の登録行為を引き続き厳格に規範化し、非正常専利出願および悪意による冒認出願の行為を厳しく取り締まり、非正常な出願の発見および取り締まりの精度を高める。重点監督・取り締まり対象リストを作成し、非正常な出願の流出による国際的影響の発生を厳格に防止する。市場管理監督、科学技術、財政などの部門と協力し、関連政策の規定に従って特許付与に関する各種財政助成金を徐々に減らし、最終的に廃止する。上級から引き渡された悪意による冒認出願などの違法行為の手がかりについては、速やかに処理する。

4. 知的財産権の大保護業務メカニズムの構築を深化させる。知的財産権管理部門、法執行部門、司法行政機関と人民法院との協力を一層強化し、知的財産権に関する紛争の仲裁調停業務を深く推進し、訴訟と調解の連携および権利保護支援を適切に行い、権利者の法による合理的な権利保護に利便性を提供する。知的財産権信用管理規定を公布し、知的財産権分野における背信行為の認定および懲戒を法律・法規により実施する。知的財産権分野における信用の等級付け・分類の管理監督試行事業を実施し、知的財産権分野における公共信用情報の条項を作成する。知的財産権の対外譲渡審査制度を一層充実化させ、国の安全にかかわる知的財産権の対外譲渡行為を法により厳格に管理する。技術調査官制度および知的財産権侵害紛争の検査鑑定業務体系を構築し、充実化させる。

(二) 主な責任・主な業務の強調

5. 特許権侵害に対する行政裁決を強化する。受理ルートをスムーズにし、特許権侵害紛争の行政裁決業務を深化させる。地域内の特許権侵害紛争事件と行政裁決との統合、ならびに地域を跨ぐ特許権侵害紛争案件の行政裁決メカニズムの構築を推進する。民営企業、中小零細企業および外資企業などの特許権侵害紛争事件の調査処理を強化する。行政裁決事件の調査処理の質および効率を引き続き高める。権利の繰り返し侵害、団体の権利侵害、ならびに悪意ある権利侵害の行為に対する取り締まりを強化し、行政保護による優位性をさらに発揮する。

6. **商標保護業務に対する指導を強化する。**「商標一般違法判断基準」を徹底的に実施し、禁止規定に違反して商標を使用するなどの商標管理秩序の違反行為に対する規制を強化する。商標の印刷、生産・流通などの段階に照準を合わせ、影響が及ぶ地域が広く、持続期間が長く、被害額が高いなどの深刻な権利侵害行為事件の調査処理業務に対する指導を強化する。OEM加工企業に対しては確実に注意を喚起し、商標審査義務を厳しく履行し、商標権利侵害行為の発生を防止する。著名商標の認定手続および審査標準を厳格化し、著名商標の権利者の合法的権益に対する保護を強化する。

7. **地理的表示の保護に対する管理監督を強化する。**「地理的表示の保護および運用に関する『第14次5か年計画』」を適切に実行し、実情を勘案して当該地区における「第14次5か年計画」期間の地理的表示業務の重点を明確にする。地理的表示保護製品および団体商標、証明商標として登録した地理的表示の保護に対する管理監督を強化し、抜き取り検査の割合および頻度を高め、産地規制および特色ある製品の品質規制を重点的に強化し、地理的表示の高水準保護、高標準管理、高品質発展をけん引する。中国・EU地理的表示保護協定を適切に実施し、リストの第2グループ掲載製品の認定技術業務を規則正しく推進する。

(三) 重要な段階および時期ノードへの照準

8. **重大な活動を支援する。**北京2022オリンピック冬季競技大会およびパラリンピック冬季競技大会におけるオリンピックに関する知的財産権保護の各種業務を全力で適切に行い、第46回技能五輪国際大会、2022年第19回杭州アジア競技大会、第31回夏季ユニバーシアードなどの国際的な大型競技大会に関係する特殊標識の保護を適切に行う。中国国際輸入博覧会、中国国際サービス貿易交易会、中国輸出入商品交易会、中国国際消費品博覧会などの大型展示会については、会期前の一斉捜査、会期中の巡回検査、会期後の追跡調査などの措置を講じ、知的財産権の権利侵害行為に対する予防、調停および調査処分業務を協力して適切に行う。

9. **重点分野を強調する。**公共の利益および人民・民衆の切実な利益に関係する食品・医薬品、種苗業、セメントおよび公衆衛生などの重点分野、特に感染防止・防護用品、民生物資、農業・農村分野、食品ならびに青少年・児童の視力に影響する関連製品などの商品における知的財産権の行政保護を強化する。農産物、加工食品、本場の生薬材料、伝統手工芸品などに照準を合わせ、地理的表示の特別取り締まり業務の実施を手配する。海外における知的財産権紛争への対応・指導の専門的構築を深く推進し、海外の知的財産権データ情報の共有を効果的に強化し、市場主体の海外における知的財産権リスク予防能力を高める。

10. **重要段階に照準を合わせる。**知的財産権保護規範化市場を育成し、紛争処理メカニズ

ムを絶えず充実化させ、告訴・通報ルートをスムーズにし、各種知的財産権紛争の解決を加速させる。「電子商取引プラットフォーム知的財産権保護管理」推奨国家標準の執行を推進し、プラットフォームにおいて知的財産権保護の全フローにおける管理を実施するよう指導する。オンラインにおける権利侵害・模造行為の管理を強化し、プラットフォーム内の経営者に対する知的財産権権利付与情報の抜き取り検査を強化し、オフライン・オンラインの一体化保護の充実化を図る。各種市場、特に知的財産権保護規範化市場に対して「双随机、一公開（検査の実施者と対象を無作為抽出し、検査および処置の結果を速やかに公開する——訳注）」などの手段を講じて検査を強化し、問題の手がかりを適時に精査し、適切に是正するよう催促する。

11. 重要ノードに注目する。春節、労働節（メーデー）、中秋節、国慶節などの重要な時期ノードに関しては、問題指向を強調し、業務対応計画を制定し、緊急時対応メカニズムを構築し、知的財産権の保護を強化する。旬の地理的表示農産品が集中的に出回る期間ノードにおいては、リスクや潜在的危険に対する一斉捜査を強化し、市場環境を浄化し、農村の振興および農民の増収を支援する。関係部門との業務協力を強化し、中国共産党第20回全国代表大会を勝利で迎えるために、良好な知的財産権環境を創出する。

（四）業務メカニズムの革新

12. 迅速な共同保護メカニズムを最適化する。知的財産権保護センター、迅速権利保護センターおよび権利保護支援センターの業務運営体系を整備し、「3つの結合、3つの開拓、2つのマッチング（国・地方の特色ある産業配置との結合、地方の知的財産権保護における法執行と保護体系構築との結合、知的財産権審査業務との結合。意匠から特許・商標・地理的表示の3種の他部門への開拓、迅速審査から迅速無効、迅速再審査、迅速権利確認、迅速権利保護の全チェーンへの開拓、単一製品・単一業界から全産業分野への開拓。国の重大戦略方針とのマッチング、知的財産権重点プロジェクトとのマッチング——訳注）」業務をより大きな範囲で実施し、知的財産権保護センターおよび迅速権利保護センターのプラットフォームとしての役割を十分に発揮させ、「ワンストップ式」の知的財産権保護サービスの担い手を構築する。迅速な共同保護に関する運営管理、サービス能力および水準の向上を加速させ、イノベーション・優良製品の創出・特色の創出を奨励し、一連の一流保護サービス機構を構築する。

13. スマート保護の管理監督を積極的に推進する。知的財産権保護分野のデジタル化を奨励し、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、ブロックチェーンなどの次世代情報技術を十分に運用し、知的財産権保護の管理監督を支援する。データに多くの仕事をさせることによって、法執行関係者および管理監督サービス対象者の仕事を減らし、スマートかつ効

率的で、調和的なデジタル化された知的財産権保護体系の構築を模索する。

14. モデル事業を掘り下げて推進する。第1グループの国家知的財産権保護モデル区の建設を実施する。条件の整った地区において当該地区の知的財産権保護モデル区の建設を積極的に模索することを支援し、知的財産権分野の改革を引き続き深化させ、点の突破によって地域の知的財産権保護レベルの全体的向上をもたらす。地理的表示製品保護モデル区の建設および地理的表示専用表示使用許可の改革モデル事業を掘り下げて推進し、条件の整った地区に対して製品審査などの技術的業務の権限を委譲する。特許権侵害紛争の行政裁決モデルの構築モデル事業を深化させる。

三. 業務要求

(一) **手配・指導の強化。**各地区においては高度に重視し、入念に手配・実施する。当該地区の実情を勘案し、実施計画または業務計画を制定し、業務措置を細分化し、業務台帳を作成し、責任部門および責任者を明確にし、各種任務の適切な実施を保障しなければならない。監督・指導と検査を強化し、業務効果を確保しなければならない。重要な状況があるときには地方の共産党委員会・政府に速やかに報告し、重大な疑義・問題があるときには速やかに指示を仰がなければならない。業務の成果が顕著な地区および成績の顕著な者に対しては表彰の掲示を行い、権利侵害・模造問題が多発かつ頻発し、行政保護の行き届かない地区に対しては通報・批判を行い、かつ、事情聴取、監督・指導などの方式により是正を督促する。

(二) **業務指導の強化。**「商標権利侵害判断基準」、「商標一般違法判断基準」などの学習・研究を強化し、関連の事件捜査規範を掘り下げて徹底的に実行する。行政保護記録評価審査業務を引き続き実施する。下級単位から報告された難解案件の決裁に関しては真摯に事件の検討・判断を行い、法理分析を適切に行い、適時に解答する。典型事例および指導事例の選定・報告および選定公布業務を積極的かつ適切に行う。

(三) **協力・連携の強化。**責任意識を強化し、市場管理監督部門などとの協力・連携を強化し、業務メカニズムを構築し、密切に協力し、業務の相乗効果を形成する。行政と刑事司法保護との連携・協調を強化し、行政調解協議・司法確認メカニズムの構築を加速させる。12省市、華北5省(区市)、晋冀魯豫18市などの地域間の知的財産権行政保護協力を引き続き深化させ、地域間・部門間の法執行交流を強化する。電子商取引プラットフォームとの業務連動および情報プッシュメカニズムを引き続き整備し、インターネット分野における保護効率を高める。

(四) 宣伝・育成の強化。知的財産権行政保護人員の育成を強化し、オンライン・オフラインの業務研修および事例検討、講演・交流などの方式を革新し、行政保護人員の能力レベルを向上させる。管轄地域の責任を強化し、世論監視、世論指導および世論対応能力を高め、知的財産権関連の世論および突発的事件に効果的に対応しなければならない。知的財産権保護理念の宣伝・指導を強化し、特許、商標、地理的表示保護に関する専門知識の宣伝・普及業務を強化し、日常的な解答解説業務を通じて積極的な指導を強化する。ルートを開拓し、宣伝を強化し、毎年4月26日の世界知的所有権の日などの重要な時節を十分に活用し、定期刊行物やテレビ、インターネット上の新媒体などを組織して集中的な宣伝を行い、影響力のある典型的な事件の発表を通じ、権利侵害・違法行為を抑止しなければならない。

出所：2022年1月24日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/24/art_75_172901.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。